平成 29 年 1 月 富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社

水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための 表示等情報提供に関するガイドラインへの対応の件

拝啓 貴社益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年9月に環境省・経済産業省より、水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく消費者による製品廃棄時の適正分別・排出の確保に資するための水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供に関するガイドラインが公開されました。

同ガイドラインに則り、お客様への水銀含有製品(部品)情報を提供するため、弊社販売製品 につきまして下記の通り対応致しますのでご連絡致します。

敬具

記

1. 対象製品

国内において流通する水銀使用製品および水銀使用製品を組み込んだ電気電子製品が対象となります。

弊社対象製品の詳細は別紙「水銀使用部品が組み込されている機器」をご確認下さい。

2. 弊社の対応内容

お客様への水銀使用製品(部品)の情報提供として、以下の対応を行います。

- ① 水銀含有部品の個装箱への水銀含有表示の追加(平成28年12月中旬より開始)
- ② 「水銀含有ランプが破損した場合の取り扱い方法(推奨)」の配布(別紙2)
- ③ 弊社サポートタウン及び富士フイルム㈱ホームページへの詳細情報の掲載 (平成29年1月末頃掲載予定)

弊社サポートタウン https://www.ffgs-sup.jp/
富士フイルム㈱ホームページhttp://fujifilm.jp/support/disposal/mercury/index.html

3. お客様にご対応頂く内容

「水銀使用部品が組み込されている機器」(別紙)及び「水銀含有ランプが破損した場合の取り扱い方法(推奨)」(別紙 2)をご参照願います。また、使用済みの水銀使用製品(部品)を廃棄する場合は、最寄りの各自治体市区町村窓口、または回収業者様に廃棄方法をお問い合わせください。

その他、ご不明な点がございましたら、弊社・特約店・販売店営業担当までお問い合わせをお願い致します。

以上